

第20回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年2月22日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

浅利祐一（国立大学法人北海道教育大学教育学部釧路校）

天内文夫（釧路市民生委員児童委員協議会）

伊藤利晴（釧路町役場）

金子大作（釧路家庭裁判所）

佐久間邦夫（釧路家庭裁判所）

多田みゆき（釧路市女性団体連絡協議会）

田中義之（北海道税理士会釧路支部）

辻 信幸（釧路公立大学）

水野谷幸夫（釧路地方検察庁）

(2) 欠席委員

井上利秋（日本放送協会釧路放送局） 小笠原寛（釧路弁護士会）

小野信一（釧根社会福祉士会） 間宮政喜（釧路市医師会）

(3) 裁判所（説明者）

阿曾直樹（首席家庭裁判所調査官） 中山訓伸（事務局長）

山口 桂（事務局次長）

(4) 庶務

宮木隆壽（総務課長） 卯城賢志（総務課課長補佐）

松村美紀（総務課庶務係長）

4 議事

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに間宮政喜委員（釧路市医師会）及び水野谷幸夫委員（釧路地方検察庁）が委員に委嘱された旨が委員会庶務から紹介され、水野谷幸夫委員が挨拶をした。

(2) 少年の更生について～補導委託を中心として

ア 阿曾首席家裁調査官が少年事件及び補導委託について説明をした。

イ 補導委託先の様子を撮影したDVDを視聴した後、意見交換をした（発言の要旨は別紙のとおり）。

(3) 前回委員会後の改善点等について

中山事務局長が、前回委員会での委員からの意見に基づき、施設面及び利用面で改善した点等について報告をした。

(4) 平成22年度における釧路家庭裁判所の事件動向について

金子委員が事件動向について報告をした。

(5) 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会、司法改革大阪各界懇談会」からのアンケート調査について

標記の団体からのアンケート調査に対し、回答することで了承された。

(6) 地方・家庭裁判所委員会通信紙『まりも』の改訂について

標記の通信紙に議事概要を掲載することをやめ、委員からの寄稿や裁判所からの情報提供等を掲載することで了承された。

(7) 次回の議題

「利用しやすい裁判所～司法制度改革審議会意見書提出後10年を経過して」

(8) 次回日時

平成23年7月13日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

（地方裁判所委員会と合同開催）

(別紙)

意見交換における発言の要旨

- 委員長： 今、補導委託先の様子を撮影したDVDを視聴したが、各委員の感想、補導委託制度についての質問及び意見を伺いたい。
- 委員： 釧路管内に補導委託先は何箇所あるのか。
- 説明者： 少年が居住できる補導委託先は広尾町に1箇所ある。少年が自宅から通うことができる補導委託先施設等は釧路に2箇所、帯広に1箇所ある。
- 委員： 少年が居住できる補導委託先が1箇所というのは、全国的に見ると少ないのか。
- 説明者： 全国的に見ると少ない。以前は、ピーク時で10箇所、それが減っても4、5箇所はあったのだが、経済上の事情等により委託が困難になり、1箇所となった。
- 委員： 少年が補導委託先に預けられる期間はどのくらいか。
- 説明者： 少年が補導委託先に居住する場合は、一般的に半年である。
少年が自宅から補導委託先に通う場合は、一般的に3日前後である。
- 委員： 裁判所の方向性として、補導委託制度にもう少し力を入れたいと考えているのか、それとも現状維持で良いと思っているのか。社会全体で少年非行をとらえるという意味で、民間の力を借りて少年の更生を図りたいという方針なのか。
- 説明者： 民間の力を借りる補導委託制度の歴史は古いが、年々補導委託先が減っている。様々な事情により補導委託先に預けにくい少年も増えている。このような実情ではあるが、裁判所としては、少年の更生のために効果的な取組として、補導委託を続けていきたいと考えている。
- 委員： 受託者と保護司の役割は違うのか。
- 委員長： 受託者は、裁判所の審判において、少年の最終的な処分を決める前の

試験観察の中で、補導委託された少年を預かる方である。

保護司は、保護観察所に所属して、裁判所の審判の結果、保護観察処分となった少年を指導する方である。

委員： 受託者となるための条件はなく、特別な資格も必要ないとのことだが、今までされた補導委託の中で失敗例はあるのか。

説明者： 失敗例としていちばん多いのは、少年が補導委託先からいなくなってしまうことである。更に、逃げるときに受託者のお金を持ち出すという事例もあった。

たまに生じるのは、補導委託先で複数の少年を預かっている場合の少年同士のトラブル、補導委託先での仕事上の少年とお客さんとのトラブルである。

委員： 以前働いていた特別養護老人ホームで、在宅試験観察中の少年3人を1日だけ受け入れたことがある。私は、ボランティアコーディネーターや保護司をしていたので、少年が補導委託されることを知ったとき、すんなり受け入れることができたが、そのような経験のない介護職や事務職の職員は構えていた。その際、管理職は、職員に対し、いつもどおり普通に働けば良いとアドバイスをしており、職員もその言葉で楽になったようだった。

当日、3人の少年は、最初は態度も悪く、あまり声も出さなかったが、ガラスふきや庭の草取り作業中、職員が話しかけたり、ほめたりしていくうちに、だんだん態度が良くなってきた。最後には、笑顔で「また来ます。」と言って、背筋を伸ばして帰った。少年達は、自分が認められたと感じたことで、そのように変化したのだと思う。やはり、少年に対する大人の接し方が大切であるということを実感した。職員にとっても良い勉強になった。

委員： 補導委託の際、裁判所は、受託者に対し、少年が犯した犯罪や少年の

家族構成について、全部話しているのか。

説明者： 予備知識はない方が良いので、詳細なことは話していない。保護者に関する情報等、最低限必要な情報を話している。

委員： DVDを視聴して、少年が更生するための取組の1つとして、家族的な補導委託制度が必要なのかと思う一方、必要経費しか支払われない受託者は、基本的にボランティアであり、新たに受託者を見つけることは、なかなか難しいと思った。知り合いに補導委託先になってほしいとは頼みづらい。長期間少年を預かるということは本当に大変だと思う。

近時、社会において犯罪少年に厳罰を求める流れもあるが、現状では、少年事件は家庭裁判所で取り扱うなど、少年と関わる機関が限定化されている。そのような状況において、民間の活力をどんどん導入した方が良いのか、それとも、少年院等の矯正機関を十分機能させる方が良いのか、どちらが良いのか分からない。補導委託制度をやめるわけにはいかないと思うが、これを更に拡大した方が良いのか、良くないのかを含めて、いろいろと考えるところがあり、勉強になったというのが率直なところである。

委員： 民生委員は、家庭裁判所に送致される前段階で、児童相談所などの機関と連携しながら少年と接することがあっても、家庭裁判所に送致されてからは直接少年と接する機会がないので、補導委託制度について知らない。裁判所が補導委託制度についての勉強会を開けば、民生委員が200人程度は集まると思う。民生委員は、幅広い知識を持った方や様々な職業に携わっている方が集まっており、補導委託制度の内容を理解したら、受託者になってくれる方がいるかもしれない。

委員： 自営業をしている補導委託先で、職業指導を含めるのであれば、少年を受け入れることもあるだろうが、職業指導もない一般家庭においては、単独で受け入れができないと思う。例えば、少年が朝には職業指導を受

け、夕方には一般家庭で過ごすというように、組織的に複数の人間が少年と関わる方法を探ることができれば、受入れがしやすくなると思う。

補導委託制度のPRについては、パンフレットでは良く分からないと思うので、機会をとらえて、裁判所が受託者になれそうな方に対し、説明をしていった方が良い。

委員： 現状の補導委託制度は、生活指導に主眼を置いていると思うが、職業訓練的なものに転換していけば良いと思う。具体的には、様々な職業の補導委託先を募っておき、少年が自分の目標に応じて、委託先を選べるようにしたら良い。期間も1～3箇月ではなく、1人前になるまでとした方が、少年が手に職を付けることができ、頑張れると思う。私は保護司をしているので、保護観察中の少年を何人か見てきた。やはり自分のやりたいことを決め、就職をした少年は成功している。親や保護司がとにかくどこでもいいから働かせようとして就職をした少年は、再犯をす

委員： 私は税理士という職業上、釧路・根室管内の事業主が全業種にわたって、利益が全く出ず、いつ商売をやめてもおかしくないような厳しい状況で頑張っているということを認識している。そのような状況で民間の補導委託先を見つけるのは難しいので、公的機関が補導委託をやっている方が良いと思う。例えば、裁判所にも掃除や警備をする方がいるので、そのような業務を一定期間少年に経験させたら良い。

DVDを視聴して、補導委託は問題を起こした少年が対象となるものだが、このような少年に限らず、労働を教育の中に入れていくような仕組みを作っていくことが必要と感じた。ペーパー中心の教育ばかりではなく、中学校や高校あたりで、年に2、3週間、仕事をする仕組みを入れれば、例えばペーパー能力はなくても、人とうまく付き合えたり、迅速に物事を処理できるなど、自分の能力を見つけることができると思う。

委員： DVDを視聴して、補導委託制度というのは、受託者の善意や意欲に負った制度であると感じた。今回、パンフレットを見たり、説明を聞いたりしたが、補導委託制度の芯がどこにあるのか、今ひとつ分からない。受諾者に資格は必要ないとする一方、実際に少年を受け入れているのは自営業の方である。その生業に関わらせることで、少年の自尊心を育てているので、職業訓練のようにも感じるが、そうではないと言われると、良く分からない。受託者にとっても、生活指導と職業訓練のどちらを求められているのか分からない気がする。例えば、農家は農業実習生を外国から受け入れているくらい、人手が足りないと聞いている。職業訓練的なものが前面に出てくれば、そういう方面での展開があると思う。家庭的な生活指導が中心なのであれば、普通の家庭に受け入れてもらい、近隣の店でアルバイトをしたり、官公庁で清掃業務をしてもらう方法もあると思う。

委員： 裁判官が最終的な処分を決める際、どの保護処分にしようか迷ったとき、少年の様子を見るために試験観察を行うと認識している。そうすると、例えば殺人を犯した少年は試験観察の対象にはならず、比較的犯罪傾向が進んでいない少年が対象になると思う。新たな受託者を探す際には、それを話しておいた方が良い。

先ほどから、職業訓練の話が出ているが、それを実現するためには、法律改正をして、保護処分の中に織り込むしかないのかなと思う。

以上